

## 〔2〕 函館市港湾施設等管理規則

平成12年4月27日  
規則第58号

沿革	平成15. 3. 20	規則第10号	平成17. 10. 27	規則第92号
	平成16. 6. 30	規則第63号	平成18. 2. 28	規則第11号
	平成16. 11. 30	規則第156号	令和 2. 3. 31	規則第16号
	平成17. 4. 28	規則第51号		

函館市港湾管理条例施行規則（平成7年函館市規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）および函館市港湾施設管理条例（平成12年函館市条例第38号。以下「条例」という。）に基づく港湾施設等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第5条の市長が定める港湾施設）

第2条 条例第5条の市長が定める港湾施設は、泊地、船だまり、防波堤、防砂堤、こう門、護岸、突堤、橋りょうおよび緑地とする。

（許可の申請）

第3条 条例第5条、第7条第1項、第8条第1項もしくは第15条第1項の許可または法第37条第1項第1号もしくは第2号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

（変更の許可の申請等）

第4条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な事項は、法人の名称、代表者および主たる事務所の所在地とする。

（使用料等の減免）

第5条 条例第12条第1項の市長が特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 国、地方公共団体または公共的団体が公用または公共の用に供するために使用もしくは占用または土砂の採取（以下「使用等」という。）をする場合

(2) 災害その他使用等をする者の責めに帰することができない理由により使用等をするができなくなった場合

(3) その他市長が特に減免する必要があると認める場合

2 条例第12条第1項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(使用料等の還付)

第6条 条例第13条第1項ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用等の許可を取り消し、または変更した場合
- (2) 災害その他使用等をする者の責めに帰することができない理由により使用等を開始し、または継続することができなくなった場合
- (3) その他市長が特に還付する必要があると認める場合

2 条例第13条第1項ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 条例第5条の許可(函館港の係留施設の使用の許可に限る。)の申請または条例第18条の入港届もしくは出港届の提出は、第3条の規定にかかわらず、法第50条の2第1項の規定により設置された電子情報処理組織に備えられたファイルに電子情報を記録することにより行うことができる。

2 前項の規定による申請をし、許可を受けた者が、条例第9条第1項の許可を受けようとするときは、第4条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例により申請をすることができる。

(遵守事項)

第8条 港湾施設の使用等の許可を受けた者は、船舶のけい留、荷役等に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 潮の干満に応じ、けい留索を調整すること。
- (2) 火災その他港湾施設等に危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、直ちに離岸その他適切な措置をとること。
- (3) 天候が悪化するおそれがあるときは、離岸その他適切な措置をとること。
- (4) 岸壁、けい船くいまたは物揚場とけい留している船舶との間に、必要に応じ適当な防げん具を使用すること。
- (5) ばら積貨物等の荷役または運搬をするときは、散乱防止のための適切な措置をとり、終了後は、速やかに、使用した施設を清掃すること。
- (6) その他市長が状況に応じ特に指示する事項

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第9条 指定管理者に条例第20条第3項の業務を行わせる場合における第3条、第4条第1項および前条第7号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条および同項中「別に定める」とあるのは「指定管理者が定める」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の函館市港湾管理条例施行規則の規定に基づいてされている許可の申請は、改正後の函館市港湾施設等管理規則の規定に基づく許可の申請とみなす。

附 則 (平成15年3月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日規則第63号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月30日規則第156号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月28日規則第51号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月27日規則第92号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。